

調達要求番号：G26-S26-2000352936-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	EKIMU	仕様書番号	SKS-9-00050
名 称	消防・防火設備換装／ 沖縄海洋観測所	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和8年7月30日
		改正年月日	—
		海上自衛隊沖縄基地隊（沖縄海洋観測所）	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における消防・防火設備換装／沖縄海洋観測所について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

JIS 日本産業規格

2) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

消防法施工規則（昭和36年自治省令第6号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年法律第58号）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

b) 関連文書

1) 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2) 技術図書

当該機器取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 役務に関する一般要求事項

役務に関する一般要求事項は、この仕様書及び対象品目の取扱説明書による。

なお、消防設備士甲種第1類の免状を有する者に役務を実施させるとともに、立入申請時に資格証明書写しを監督官に提出する。

2.2 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表1による。

表1－対象品目及び数量等

品名	規格	単位	数量
消防ポンプユニット	製造元：川本製作所 型式：KTY1256C2ME22T 又は同等品以上（他社製品を含む。）	式	1

2.3 交換部品等

交換部品は、表2による。

表2－交換部品等

番号	品名等	規格等	単位	数量
1	配管用炭素鋼鋼管 (SGP-3452)	40×4000L	本	1
		125×5500L		3
3	ねじ込み式管継手（白）	L 40	個	2
		異形S 50×40		1
		L 125		5
		フランジ 125×10K		6
4	ストラブカップリング G タイプ 消防品			1
5	ステンレスフレキF-130 フランジ式 消防品	125×500L	本	1
6	HIVP管	20×4000L		1
7	HI継手	MVS20	個	2
8	加工管		式	1

2.4 撤去品及び数量等

撤去品及び数量等は、表3による。

表3－撤去品及び数量等

番号	品名	型式等	単位	数量
1	ポンプ	製造元：エバラ 型式：125MSF2M 622	式	1
2	発動機	製造元：ISUZU 原動機：C240型		

2.5 履行場所

沖縄海洋観測所（付図1，付図2）

2.6 役務の内容

- 表3で示す消防ポンプ等を撤去し、表1の消防ポンプを設置、部品交換（表2）を実施する。
- 表2に示す部品を消防法及び消防法施工規則に基づき契約の相手方が準備し、整備に伴う関係各省庁への手続き及び書類提出は契約の相手方が行う。
- 作業終了時は、機器の作動確認を行うとともに、異常の有無の確認を行う。
- 役務実施中、新たに部品交換等の対策が必要となった場合は、不具合箇所対策表（付図3）を作成後監督官の承認を得た後、契約担当官と協議する。

2.7 期間及び時間

契約締結日～令和9年2月19日（金）の間、時間は0800～1145・1300～1645及び官側の定める時間とし、対象期日については、官側と協議する。

2.8 材料及び器材等

この役務に必要な材料及び器材等は、契約の相手方が準備する。

2.9 発生材の処理

役務に伴い発生した売り払い不能の廃材については、契約の相手方が適切に処分する。ただし、監督官が有価物と判断し返納を指示した場合は、撤去品（発生材）調書を作成のうえ、現品と共に官側に返納する。

3 監督及び検査

3.1 監督

監督官は海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、立会い又は書類審査により確認する。

3.2 検査

検査官は海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、作動及び現場確認、書類審査を行う。

4 下請負

4.1 下請負承認申請書

この作業の一部を下請業者に委託する場合は、下請負承認申請書を作成し、監督官の承認を得た後、契約担当官等の承認を得る。

4.2 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

5 その他

5.1 提出書類

提出書類は、表4による。

表4－提出書類

番号	書 類 名	提 出 時 期	部数	提出先	備 考
1	資格証明書（写し）	契約締結後速やかに	1	監督官	様式適宜
2	工程表	工程調整後速やかに			
3	下請負承認申請書	必要の都度速やかに	2		別紙様式第 2 4 ^{a)}
4	不具合箇所対策表				付図 3
5	撤去品（発生材） 調書	発 生 後 速 や か に	3		別紙様式第 3 2 ^{a)}
6	作業写真	役務終了後速やかに	1		様式適宜（各換装 箇所の施工前・ 中・後を各 2 枚）
7	終了届		3	検査官	別紙様式第 2 9 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第 1 4 3 号。8. 3. 2 7）別紙及び別冊					

5.2 安全等

- a) 作業中は、常に安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努める。また、契約の相手方の故意又は過失により事故等が発生した場合は、契約の相手方の責任とする。
- b) 火気の使用や溶接作業等を行う場合には、官側の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じること。
- c) 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後、消火及び整頓状況を確認する。
- d) 契約の相手方は、作業実施中、他の施設に損害等を与えないよう留意し、契約の相手方の故意又は過失により、設備、展示物及びその他、官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合、契約の相手方の負担において元の状態に復旧しなければならない。
- e) 請負者は、各作業員が社会保険に加入していることがわかる書類を官側に提示する。適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めない。

5.3 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 入門及び立入りについては、契約の相手方の責任において手続きを実施する。

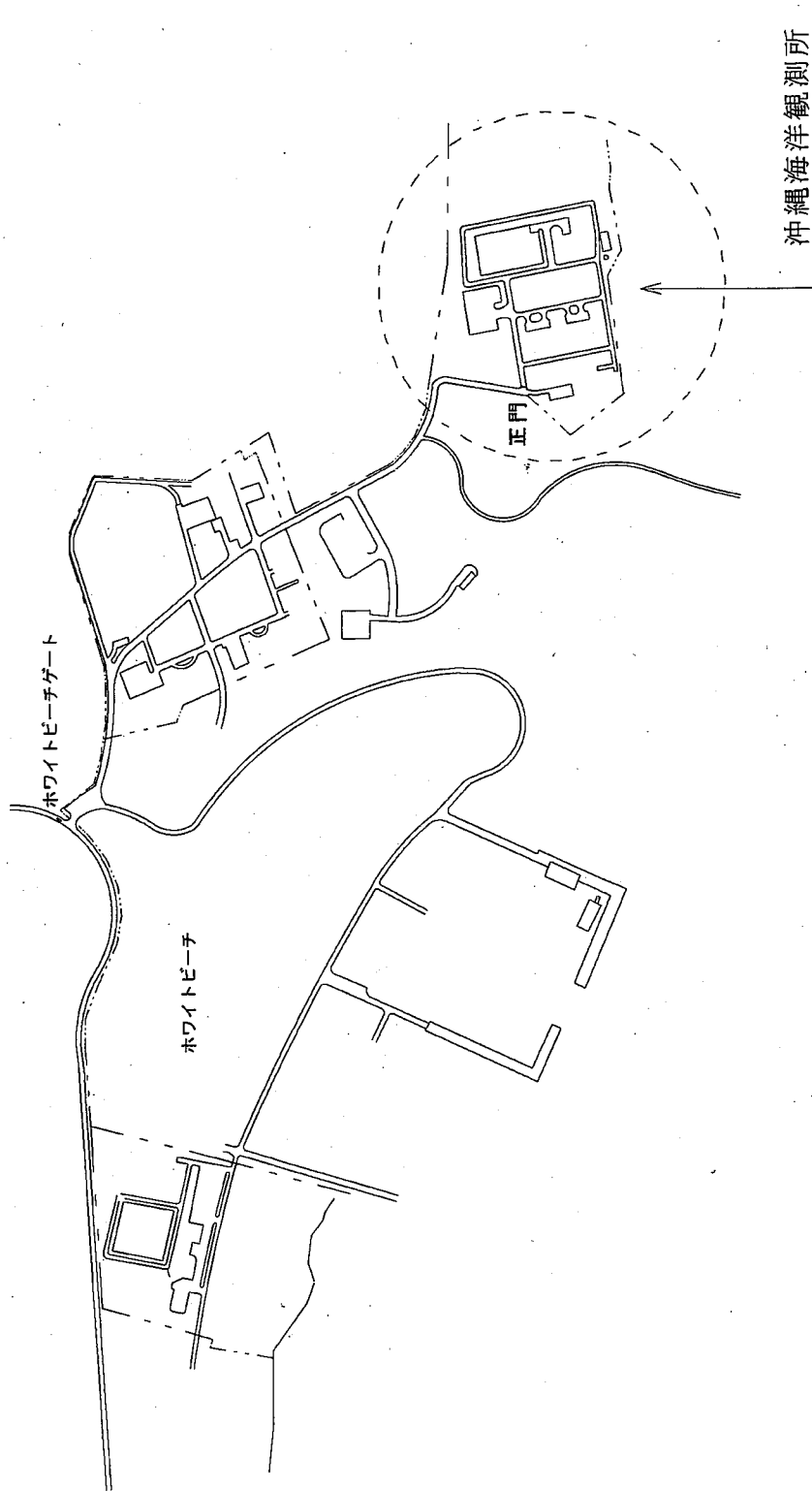
5.4 留意事項

- a) 契約の相手方は、役務の実施にあたっては、部隊の運用に支障を与えないように官側と十分調整を行い、各種作業等の計画を立てなければならない。
- b) 契約の相手方は、役務作業に係る安全対策及び監督指揮を適切に行い、作業員の隊内における服務についても、隊内諸規則を遵守しなければならない。

5.5 疑義事項

本仕様書において疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

「工事関係者以外不許複製」



付図 1 — 履行場所等（外観図）

